

令和3（2021）年6月21日

門真市立各小中学校

保護者の皆様

門真市教育委員会

小学校、中学校における教育活動について（第10版）

平素は本市教育行政及び本市小中学校の教育活動について、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、大阪府においては「緊急事態宣言」の解除が決定されましたが、引き続き「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。府教育庁からは「まん延防止等重点措置」の

適用期間中{6月21日（月）～7月11日（日）}においては下記の対応をする旨の要請がきておりますので、お知らせいたします。

今後も学校での子どもたちの安全確保を第一として、感染予防に最大限の配慮をしながら、学習の保障に向け柔軟に対応してまいります。

何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●「まん延防止等重点措置」適用期間中の対応について

1. 教育活動の形態について（変更なし）

大阪府からの要請に基づき、原則全員登校による通常形態での教育活動を継続します。

2. 感染防止対策の徹底について（変更なし）

引き続き、各教科等に関する指導については、感染拡大防止の観点から感染リスクの高い

学習活動については実施しません。

・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等は実施しません。

3. 給食について（変更なし）

通常授業の継続に伴い、今後も通常給食の提供を継続します。

4. 各学校行事について（変更あり）

・参観及び懇談については、各校の判断により感染防止を徹底しながら実施可能とします。

・校外学習についても、各校の判断により感染防止を徹底しながら実施可能とします。

・その他の学校行事については、各校の判断により感染防止を徹底しながら実施可能とします。但し感染リスクの高い活動は実施しません。

5. 中学校における部活動について（変更あり）

・感染防止を徹底しながら実施可能とします。但し、感染リスクの高い活動については原則

実施しません。